公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会　定款

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　本会は、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会と称する。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

第２章　　目的及び事業

（目　的）

第３条　本会は、会員の指導及び連絡並びに一般消費者の利益の擁護又は増進に関する事業を行い、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を図ることを目的とする。

（事　業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　宅地建物取引に関わる宅地建物取引業法その他の法令情報及び宅地建物取引業者の情報の提供に関する事業

⑵　宅地建物取引業法その他宅地建物取引に関する法令等及びこれらの実務の普及啓発及び研究に関する事業

⑶　宅地建物取引に関する相談所の設置及び運営

⑷　宅地建物の流通市場の形成に関わる指定流通機構への協力及び不動産流通情報システムに関する事業

⑸　宅地建物取引士の登録及び資質向上に関する事業

⑹　地域社会の行事への参加、地域緑化の推進、防災協定の締結等地域社会への貢献に関する事業

⑺　宅地建物取引に関する出版物の刊行

⑻　関係行政機関より委託された事業

⑼　関係行政機関その他関係団体との連携

⑽　その他本会の目的を達成するために必要な事業

２　本会の事業は滋賀県において実施する。

第３章　　会　　員

（法人の構成員）

第５条　本会の会員は、次の２種とする。

⑴　正会員　滋賀県内に宅地建物取引業法に規定する事務所を有し、同法により免許を受けた宅地建物取引業者

⑵　準会員　（イ）　正会員が滋賀県内に有する従たる事務所の代表者

（ロ）　主たる事務所を滋賀県外に有し、滋賀県内にその従たる事務所を有する場合は、その事務所の代表者

２　前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　本会の会員となろうとするものは、本会の定めるところにより申込みをし、会長の承認を受け、同時に公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会へ入会しなければならない。

（入会金）

第７条　本会の会員は、本会の経費として、会員になった時に、理事会において別に定める入会金を支払わなければならない。

２　既に納めた入会金は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

（会　費）

第８条　本会の会員は、本会の経費として、総会において別に定める会費を毎年納付しなければならない。

２　既に納めた会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

（任意退会）

第９条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）

第10条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において当該会員を除名することができる。

⑴　この定款その他の規則に違反したとき。

⑵　本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

⑶　その他除名すべき正当な事由があるとき。

２　会員を除名したときは、本人にその旨を通知しなければならない。

（懲　戒）

第11条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、別に定める懲戒委員会規程に基づき、理事会の議決を経て懲戒事由により、相当の処分を行う。

⑴　宅地建物取引業法をはじめ関連法規に違反し、行政処分を受けたときは、その受けた処分に応じて処分する。

⑵　禁固刑以上の刑に処せられたときは、その受けた処分に応じて処分する。

⑶　会員としての倫理に反し、協会の名誉を傷つける行為が明らかな者に対しては１年以内の懲戒処分とする。

⑷　本会の会員に退会等の煽動をするなど組織を破壊する行動をしたときは１年以内の懲戒処分とする。

⑸　正当な理由なく会費を３ヶ月以上滞納したときは会員権の一時停止とする。

２　前項の処分において除名の決議のあった者にはその旨、通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第12条　会員は、前２条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

⑴　会費の支払義務を９ヵ月以上履行しなかったとき。

⑵　総正会員が同意したとき。

⑶　死亡し、又は解散したとき。

⑷　宅地建物取引業者でなくなったとき。

⑸　公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の会員資格を喪失したとき。

第４章　　総　　会

（構　成）

第13条　総会は、すべての正会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって一般社団･財団法人法上の社員総会とする。

（権　限）

第14条　総会は、次の事項について決議する。

⑴　会員の除名

⑵　理事及び監事の選任及び解任

⑶　理事及び監事の報酬等の支給の基準

⑷　貸借対照表、損益計算書及び財産目録の承認

⑸　定款の変更

⑹　解散及び残余財産の処分

⑺　基本財産の処分又は除外の承認

⑻　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第15条　総会は、定時総会として毎年度５月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

２　前項の定時総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

（招　集）

第16条　総会は法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　総正会員の議決権の10分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

３　総会の招集は、正会員に対し、総会の日時、場所及び総会の目的である事項がある場合にはその事項その他法令で定める事項を記載した書面により、総会の日の２週間前までに正会員に対し、その通知を発しなければならない。

（議　長）

第17条　総会の議長は、会長又は当該総会において会長の指名する出席正会員から選出する。

（議決権）

第18条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決　議）

第19条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規程にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

⑴　会員の除名

⑵　監事の解任

⑶　定款の変更

⑷　解散

⑸　その他法令で定められた事項

（議事録）

第20条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び総会において選任された議事録署名人２名以上は前項の議事録に記名押印する。

（総会運営規則）

第21条　総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める総会運営規則による。

第５章　　役　員　等

（役員の設置）

第22条　本会に、次の役員を置く。

⑴　理事　　20名以上30名以内（うち1名は、会員外から選出する。）

⑵　監事　　３名以内（うち1名は、会員外から選出する。）

２　理事のうち１名を会長とし、会長以外の３名以内を副会長とし、これらの者以外の理事のうちから１名を専務理事とする。

３　会長、副会長及び専務理事以外の理事のうち８名以内を常務理事とすることができる。

４　会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第23条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

４　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、

同様とする。

5　他の同一の団体（公益社団及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第24条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。

4　専務理事及び常務理事は、会長、副会長を補佐し業務を執行する。

5　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員の任期）

第26条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第27条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第28条　役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2　前項に関し必要な事項は、総会において別に定める役員の報酬等の支給に関する規程による。

3　役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（役員等の責任軽減）

第29条　本会は、一般社団・財団法人法第111条第１項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般社団・財団法人法第113条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（名誉会長等の設置）

第30条　本会に名誉会長、顧問、常任相談役及び相談役を置くことができる。

２　名誉会長、顧問、常任相談役及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱するものとし、その委嘱期間は、これを委嘱した会長の任期に従う。

３　名誉会長及び顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じる。

４　常任相談役は、本会の理事会に出席して意見を述べることができる。

５　相談役は、会長の要請により本会の理事会に出席して意見を述べることができる。

６　名誉会長、顧問、常任相談役及び相談役は無報酬とする。

第６章　　理　事　会

（構　成）

第31条　本会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第32条　理事会は、次の職務を行う。

⑴　本会の業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

⑷　その他法令又はこの定款で定められた事項

（招　集）

第33条　理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

２　前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。

（議　長）

第34条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で決定した順序により副会長がこれに当たる。

（決　議）

第35条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第36条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会運営規則）

第37条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第７章　　資産及び会計

（基本財産）

第38条　本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として総会で決議した財産は、本会の基本財産とする。

2　基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び総会の承認を要する。

（財産の管理・運用）

第39条　本会の財産の管理・運用は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

（事業年度）

第40条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第41条　本会の事業計画書、収支予算書並びにその他法令で定める書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2　前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3　第１項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第42条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

⑴　事業報告
⑵　事業報告の附属明細書
⑶　貸借対照表
⑷　損益計算書
⑸　貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
⑹　財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、同項第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時総会に提出し、同項第１号の書類についてはその内容を報告し、その

他の書類については承認を受けなければならない。

3　第１項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴　監査報告

⑵　理事及び監事の名簿

⑶　理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

⑷　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第８章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第43条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　散）

第44条　本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第45条　本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第46条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　　公告の方法

第47条　本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章　　情報公開等

第48条　本会は、公益目的事業の質の向上を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第11章　　雑　　則

第49条　この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附　　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2　本会の最初の会長は、中田　全一とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定に拘わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4　平成27年５月28日定時総会において一部改正。同日施行（第４条第１項、第12条第１項、第16条第３項、第21条第１項、第22条第１項、第28条第２項第３項）

5　平成28年５月24日定時総会において一部改正。同日施行（第11条第１項第４号、第22条第３項）

6　令和元年５月28日定時総会において一部改正。同日施行（第６条）

7　令和３年５月25日定時総会において一部改正。同日施行（第30条）

8　令和５年５月30日定時総会において一部改正。同日施行（第７条）

9　令和7年5月27日定時総会において一部改正。同日施行（第14条、第22条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条）

10　令和8年5月26日定時総会において一部改正。同日施行（第６条、第12条）